

「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」に係る公募質問回答集  
(20210706時点)

No.	項目	質問	回答
1	費用の内訳 (機械装置費)	金型購入費用は機械装置費等購入費に含まれますか。	原則、量産設備の購入は認められません。ただし研究開発に資する機械装置の購入である場合は、個別にNEDO担当者にご相談ください。
2	費用の内訳 (労務費)	労務費の研究員費は、交付申請書に登録すれば事務員でも計上可能でしょうか。	研究員の登録は、研究を実施する者のみとしてください。
3	その他	提案書添付資料1「4. 研究開発の内容等」の(2)研究開発の目標と(3)上記目標設定の理由には、何を記載すれば良いでしょうか。	(2)には研究開発の目標、(3)にはその目標の妥当性や設定理由を記載ください。(2)(3)セットで確認するため、重複した内容を記載する必要はございません。
4	その他	④事業化の基となる技術を生み出したプロジェクト等について、該当プロジェクトは本欄に文章として記載するべきでしょうか、もしくは④は空欄として④-1の枠内に記載するべきでしょうか。	提案書の注意書きの記載通りに受け取っていただいて結構です。④タイトル直下には「事業化の基となる技術を生み出したプロジェクト、開発活動につき記載いただき、④-1以降は過去にNEDOを含む国家プロジェクト等で実施した事業との関係を記載してください。重複した内容となる場合はどちらか片方のみ記載してください。④-1に「自社開発であるかどうか、共同開発か」を記載いただく場合は、「本提案との関係」に記載してください。
5	その他	提案書添付資料2助成事業実施計画書と添付資料3企業化計画書は、どのような違いがあるのでしょうか。	提案書のタイトル通りに受け取っていただいて結構です。添付資料2「助成事業実施計画書」は、本助成事業、つまり研究開発活動から実用化までについて記載いただきます。添付資料3「企業化計画書」は、研究開発終了後に実用化(市場化)についてどのような取り組みを行い市場浸透させていくかについて記載してください。
6	研究開発の体制等	実証機関も共同開発機関として加わる必要がありますか。開発したものを実証機関でテストするといった体制でも良いでしょうか。	開発したものを実証機関でテストをするといった体制でも構いません。実証機関は、共同研究先・協力機関のどちらに位置づけても構いません。ただし、検証にかかわる費用を計上される場合は、共同研究契約を締結し共同研究先として位置付ける必要があります。
7	助成事業の内容	今回提案させていただく福祉用具については既存の製品の改良はNGで、新規的なもの(世に製品として出していないもの)でなければならないでしょうか?	必ずしも世に製品として出されていないものでも、例えば、現行品より利便性が高い、安全性が高い、コストパフォーマンスに優れる等、現行品との明確な差別化要因が見いだすことができれば開発～実用化される意義はあると考えます。
8	費用の内訳 (外注費)	その他経費の外注費については、機械設計や部品加工などの発注はNGでしょうか?(要項を拝見しますと、ソフトウェア関連だけかと思いましたが)	外注費については、機械設計や部品加工などの発注も基本的には可能ですが、開発要素を含む業務は外注できません。詳細がわかりませんので的外れかもしれませんが、一般的に考えますと機械設計は開発要素が含まれると判断されやすいです。部品加工も同様に開発要素が含まれる可能性が高い事と、本来自社で行うべき加工を外注する理由を明確にする必要があります。
9	助成事業の内容	今回の公募とは別に、他の助成金事業への応募も検討しておりますが重複して申請しても構いませんか?(片方が採用されれば、他方は辞退する、という事は理解しております)	提案の重複は構いませんが、助成の重複はできません。提案書にその旨記載してください。
10	費用の内訳 (外注費)	ソフトウェアの外注であっても開発要素を含むものはNGでしょうか?(開発、つまり検討・模索して仕様を満たすものを作ることに限っては、機械もソフトウェアも関係なく、外注の適用外という理解でしょうか?)	開発要素を含むものは、外注(請負)とは認められないので、経費計上は認められません。この点に関しましては、公募要領の2. 助成事業について(1)応募要件②助成対象事業者として、「イ.助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること」および「オ.当該助成事業者が遂行する助成事業が、本事業の目的を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること」と規定されております。つまり、本来、開発要素を含むものは自社で開発を行うべきものであるという考えから来ております。

「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」に係る公募質問回答集  
(20210706時点)

No.	項目	質問	回答
11	その他	2021年度課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 公募要領の記入例があれば教えて頂けますでしょうか？	ご質問いただきました記入例と申しますのは、提案書の記載例という認識で誤りはありませんでしょうか。 もしそのような認識であれば、提案書に青字MSゴシック体文字で、記載例や解説を記載しておりますので、一度ご確認くださいませでしょうか。 提案書は以下のリンク先よりダウンロードができます。 <a href="https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100306.html">https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100306.html</a>
12	その他	提出書類チェックリストの「直近3年分の納税証明書」は法人税の納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明でよろしいのでしょうか？	ご認識の通りです。法人税の納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明書をPDFでアップロードしてください。
13	その他	最近(5/28と6/18)株式発行に伴う増資を行って、現在登記申請中です。全部事項証明書へ反映されるのが提出期限に間に合わない場合どうすれば良いのでしょうか？ (例えば、一旦反映前の全部事項証明書を提出し、後日更新されたものを送る・・・など)	全部事項証明書へ反映されるのはいつ頃になる見通しでいらっしゃいますか？ 時期によっては、一旦、現在の登記申請前の全部事項証明書をお送りいただき、後日差替えていただく事も可能かと思えます。
14	実用化開発期間における資金計画	助成事業内容等説明書(添付資料1)ー4.研究開発の内容等ー(6)他の補助金制度等による交付金受給の有無には①の前にある表には何を記入すればいいのでしょうか？(①の表との違い)	(6)直下の表には、これまでに国、NEDO(主に福祉用具実用化開発支援事業以外のもの)、地方自治体等からの委託又は補助金交付を受けたことがある場合あるいは現在提案中の場合に、その概要を明記いただけます。 ①には上記のもの以外で補助金制度等による受給を受けた事業(提案時点で補助金を受け実施中の内容も含む)を記載してください。
15	実用化開発期間における資金計画	同じく(6)他の補助金制度等による交付金受給の有無で、エフォートは今回の事業との配分率という認識で間違い無いでしょうか？ その場合すでに終了している事業に関しては記載は不要なのでしょうか？	ご認識の通りです。今回の事業とのエフォートを記載してください。 すでに終了しているものについては記載いただく必要はありません。
16	その他	1. 様式第1の助成事業要旨について2ページ以内で作成するように指示がありますが、技術開発内容に関して ①開発目的、②目標課題、③実施内容、④実証機関の役割、事業化内容に関して①事業化ターゲット、②市場競争力、③販売戦略、④実証機関の役割を要求通りに記述しようとすると、2ページではなかなか収まりません。2ページを超えて3ページになることは許されないのでしょうか？	助成事業要旨のページ数指定につきましては、評価者が提案内容の概要を簡潔に把握するため2ページに収まるよう記載をお願いしております。 ご要望にお応えできず申し訳ございませんが、本事業要旨は2ページに収まるよう記載いただき、書ききれなかった点につきましては、以降の実施計画書の方に記載いただけませんでしょうか。
17	助成事業の内容	「(1)実用化開発の動機・背景」が社会のニーズに応えるのではなく、開発者の興味(シーズ)がベースになっていると思われまます。過去に行ってきた開発がベースになる必要があるのでしょうか。	「(1)実用化開発の動機・背景」の記載につきましてはご認識の通りで結構です。“社会的ニーズに応えることが開発動機”とお考えでしたら、そのお考えに沿って記載してください。
18	その他	提案書の解説には厳密に従わず、表題そのものに従って書いてもよろしいでしょうか。冗長な説明になることは問題ないでしょうか。	表題タイトルと解説につきましては、乖離があるように受け取られる記載となつてしまい申し訳ございません。 あくまで本提案書を記載いただく方にとって、参考となるよう具体的な記載に努めたつもりでございますが、お考えの異なる方がいらっしゃることもご認識いただき、本提案書では表題タイトルに対して貴社が最も訴求したい点につき記載ください。冗長になることはお勧めいたしません、それも貴社にとって必要というご判断でしたら、そのようにご記載ください。

「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」に係る公募質問回答集  
(20210706時点)

No.	項目	質問	回答
19	その他	添付資料2は添付資料1とほとんどが同じ内容に思われますが、添付資料1に書いたことをコピーすることでもよろしいのでしょうか。	添付資料1に記載いただいた内容と添付資料2で求められている記載内容が、貴社としてはほとんど同じ内容であるご判断される場合は、「添付資料1の〇〇に記載」とされるか、または、コピーされても構いません。
20	その他	A社ではある福祉用具の開発と並行して、別の福祉用具の開発も計画中です。今回の支援事業にA社から2件提案することは可能でしょうか？ 2件提案が可能だとすると、入出力を各提案に関して各々同じ日に入出力しても助成事業の名称が異なっていれば、e-Rad及びNEDOでの受付をしていただけるのでしょうか。	2件のご提案について、問題ございません。
21	e-Rad	2021年度応募要領の4.提出方法について(2) ①e-Radによる申請の(ウ)で「研究代表者」が応募基本情報の入力と応募内容提案書の出力を行う、と記載されておりますが、「研究代表者」ではなく、「連絡責任者」が入力してはだめでしょうか？	e-Rad申請の応募基本情報の入力と応募内容提案書の出力を「研究代表者」ではなく「連絡責任者」が行うことは、問題ございません。 2件のe-Rad入力受付について、一度行っていただき不可のようでしたらe-Radヘルプデスクに問い合わせをお願いします。(e-Radについては、システム上の問題のため、直接問い合わせをお願いします) なお、NEDOの公募要領上では問題ありません。
22	その他	11) 会社案内、13) 直近3年分の納税証明書 に関して、〇〇社は創設が令和3年のため、まだ決算を行っておらず、納税証明書がありません。またスタートアップとして販売業務を開始したのが4月で、会社案内書もまだ用意できておりません。 納税証明書は他の経理書類で代用は可能でしょうか、また、会社案内はHPのコピーで代用は可能でしょうか	提案書の「(添付資料8-3) 直近3年分の納税証明書PDF形式で提出してください」と記載されている箇所に、提出できない理由を記載していただければ結構です。 (添付資料8-2) 全部事項証明書を確認させていただき、代用いたします。 また、会社紹介についてもHPのコピー添付で結構ですので、ご対応くださいますようお願い申し上げます。
23	その他	3年分の納税証明書の提出について、証明書の種類と証明書を受ける税目は何が必要か。	証明書の種類および税目は、「その1」(納税額等証明用)として法人税、消費税および地方消費税を、「その2」(所得金額用)として法人税にチェックを入れ申請してください。
24	研究開発の体制等	実証機関が必要ということですが、こちらはすでに申請時点において確定している必要がございますでしょうか。 またもし事業期間内に実証機関が見つからない、もしくは実証ができない場合どのような補助金は出なくなるという理解でよろしいのでしょうか。	公募要領に記載がございます通り、実証機関は開発体制の必須要件となりますので確定の必要があります。また、実証機関は公募の必須要件となるため、実証機関として開発体制に記載が無い場合、本公募の受付をすることができません。

「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」に係る公募質問回答集  
(20210706時点)

No.	項目	質問	回答
25	研究開発の体制等	実証機関ですが、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等とございますが、自社実証などは選択肢にございますでしょうか。	ご認識の通り、実証機関としては病院、老人福祉施設、障害者支援施設等を想定しております。 貴社がそのような施設をお持ちの場合は選択肢として可能性はございますが、適正な評価や情報収集が可能か等、審査の段階で明確にさせていただく必要があります。 また、「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」は、実証機関と連携体制を取ることによって実現する研究開発を対象に助成支援を行うものです。 したがって、以下のNEDOが規定している公募要領上の要件を満たす機関を共同研究等として開発体制に含んでいただく必要があります。 <公募要領 (P-10)> 実証機関として参画する機関は、次のア、イの全ての要件を満たすことが必要です。 複数の実証機関が参画することも可能です。 ア.日本国内の公的機関または法人登記された機関であること。 イ.助成事業者と連携し、実証試験を実施する能力を有すること。
26	その他	よくある質問に「事業期間中は実用化できません。事業期間中に実用化する場合は、事業中止の申請が必要となります。」とございますが、ここでの実用化の定義を教えてくださいませんか。	実用化の定義は、対象製品を販売された段階を実用化と定義しております。
27	研究開発の体制等	主任研究者は代表者と別でなければならないのでしょうか。また、他の補助金に応募していて、重複支給不可の場合、そちらの代表者と合わせておいた方が良いでしょうでしょうか。	主任研究者は必ずしも会社の代表と別である必要はありません。会社によっては代表者の方が主任研究員となっている場合もございます。 また、他の補助金の主任研究者と今回のNEDO事業の主任研究者は、同一である必要はありませんが、他の補助金について提案書に必ず記載してください。
28	利害関係者一覧	利害関係者一覧の表がHP上に見当たらないのですが、これはどちらに掲載されておりますでしょうか。または「事前書面 審査評価候補者一覧」がこれにあたるのでしょうか。	ご認識の通り、「事前書面 審査評価候補者一覧」の中に利害関係者がいらっしゃる場合には、提案書の（添付資料6）利害関係者一覧に記載いただき、ご提出願います。
29	研究開発の体制等	「実証機関は国内の公的機関または法人登記された機関であること」と公募要領に記載されています。普通の開業医ではだめだということでしょうか。	本公募で規定しております実証機関につきましては、実際のユーザーを対象に実証試験を行うための機関であり、広くユーザーに対して実証試験ができ、適正な試験結果を得るために必要となる一定程度の規模を有していることを担保するために条件として、「ア.日本国内の公的機関または法人登記された機関であること」を要件としております。 この点に関しましては、ご理解くださいますようお願い申し上げます。 ただし、今回ご提案いただきました開業医の先生に関しましては、実証機関という事ではなく外部協力者として連携する指導者・協力者等としてご助言頂くことは可能ですので、ご検討なさってみてはいかがでしょうか。 その際には、「提案書3. 研究開発の体制等 (5) ②その他の指導者又は協力者 (別紙1-④) イ. 有識者からの指導・助言等」にご記載ください。